

議員提出議案第1号

小谷野剛市長に対し反省を求める決議について

狭山市議会会議規則第14条の規定により、標記のことについて別紙のとおり決議する。

令和5年6月19日

狭山市議会議長 三浦 和也 様

提出者	狭山市議会議員	太 田 博 希
	同	笹 本 英 輔
	同	酒 井 英 男
	同	豊 泉 正 人
	同	福 田 正
	同	千 葉 良 秋
	同	町 田 昌 弘
	同	関 根 弘 樹
	同	船 川 秀 子
	同	広 山 清 志
	同	加賀谷 勉
	同	橋 本 亜 矢
	同	大 沢 えみ子
	同	衣 川 千代子
	同	菅 野 淳
	同	金 子 広 和
	同	大 島 政 教
	同	内 藤 光 雄
	同	土 方 隆 司
	同	丸 橋 ユ キ

提案理由

6月19日の本会議において、議長から市長宛に開議時刻の報告がなされたにも関わらず、市長が議場に入場せず、市議会を開くことができなかった。

このことは誠に遺憾であり、断固として認めることができないためこの案を提出するものである。

小谷野剛市長に対し反省を求める決議

令和5年狭山市議会第2回定例会の一般質問において、市長からの一議員の一般質問に対する申入れが市議会に提出された。その後、その対応をめぐって議会内で協議し、6月19日の本会議において、当該議員が質問の一部を削除するという合意がなされた。

同日の本会議は、議長より11時15分から開議する旨の報告がなされ、定刻前に議員全員は本会議場に参集したが、定刻になっても市長は入場しなかった。市長は地方自治法第121条第1項により出席を求められた説明員であり、参集をしなかったことにより、議会を開くことができなかった。

開議時刻が報告されているにも関わらず、市長が議場に入場しないということは狭山市議会の長い歴史において前例がなく、誠に遺憾である。今後このようなことがないよう市長に反省を求める。

以上、決議する。

令和5年6月 日

狭山市議会